

USPTO のオフィシャルフィーが改定される (2015/4/1)

2015年05月11日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

現行の USPTO のオフィシャルフィーは 2014 年 1 月 1 日に発効し、直近では 2015 年 4 月 1 日に改定されました。各オフィシャルフィーには、出願人がどの分類に属するかによって 3 つのステータス、すなわち、(i) **Large entity**、(ii) **Small entity**、及び、(iii) **Micro entity** に分類されています。**Small entity** および **Micro entity** のステータスは、基本的には、**Large entity** のオフィシャルフィーの **1/2** および **1/4** にそれぞれ減額されます。減額対象手続は、出願、サーチ、実体審査、特許発行、審判、特許維持年金等であり、その他の手続費用には一律の料金が設定されています。たとえば、PGR/CBM 手続等について、**Small entity** および **Micro entity** は、**Large entity** と同額のオフィシャルフィーの支払が必要となります。

USPTO によって発行された **Communication** に対して実体的な応答をする場合、無駄なく出来得る限りコンパクトに応答することを心掛けることが、結果として現地特許弁護士の費用が安くなり、顧客の負担を低減する一助となります。

上記各種の **Communication** に対して応答をする際に忘れがちなのが、USPTO のオフィシャルフィーの存在です。応答/手続処理によっては非常に高額な庁費用の支払が必要となります。この場合、当然のことながら、現地特許弁護士が処理に要する費用も高額なものとなります。そこで、現地特許弁護士の費用と USPTO のオフィシャルフィーの両方を念頭において各種の応答/手続処理を進めていくことによって、結果として、各種の応答/手続処理をコンパクトに、適宜に、且つ、適切に行うことが可能となります。

上記の観点から、各種手続において実務上知っておくことが好ましい USPTO のオフィシャルフィー、並びに、**Small entity**/Micro entity および **entity** が変更になった場合の対応等について、以下に説明します。

【全 10 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HAKKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HAKKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.